

熱海市農業委員会

令和5年11月総会 議事録

1. 日 時 令和5年11月24日（金） 午後1時30分
2. 場 所 熱海市役所第1庁舎 4階第2会議室
3. 出席者 出席委員 高橋 恒夫 安井 靖雄 山田 秀明
相磯 恵利子 松浦 忠 西島 壽雄
出席推進委員 尾崎 隆英 田中 公一 長津 一男 小松 久峰
欠席委員 榎本 忠幸 沢田 修一 佐藤 瑞生
出席職員（事務局） 遠藤 浩一 岡部 隆一 松村 光庸

4. 審議案件
1. 農地転用事実確認について
 2. 非農地証明申請について
 3. 農地法第3条の規定による許可申請書について
 4. 農地法第3条の規定による許可申請書について
 5. 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について
 6. その他

5. 議 事 開始 午後1時30分
終了 午後2時30分

山田 秀明議長 それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。昨日、伊豆山神社の新嘗祭で行われた熱海地区の農産物の品評会に出席してきました。例年より審査の数は少なかったということでしたが、お客さんも多く来ていて、無事開催することができました。その中で農協の話がありまして、今年のみかんは夏が高温で雨量も少なかったため、糖度が高く品質が良いということでした。だいたいも品質が良いという話がありました。本日の議事録署名人は6番松浦さんと7番西島さんです。議案1号転用事実確認です。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第1号農地転用事実確認願についてです。
土地の所在が伊豆山 登記畑・現況その他、面積355㎡です。許可年月日が令和3年6月22日で、使用目的が自己住宅です。建築面積が49.68㎡、転用完了年月日が令和5年9月20日です。その他が農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制有、風致地区が無指定、用途区分が第2種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 これは令和3年の6月22日に5条申請の許可を受けたものです。そこに建物ができたということで転用事実確認願が出てきました。田中さんいかがですか。

田中公一推進委員 5ページの写真を見ていただくとわかると思いますが、建物が完成していて、奥側は耕作をしている感じではないですが、柑橘類をそのまま残しているという状態です。問題ないと思います。

山田 秀明議長 ちゃんと家が建ったということで、承認でよろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

山田 秀明議長 議案2号非農地証明申請です。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第2号、非農地証明申請についてです。土地の所在が、下多賀 登記畑、現況宅地、面積が889㎡。が登記田、現況宅地、面積が198㎡です。耕作以外に供した年月日は宅地部分が、昭和43年12月10日、 雑種地部分は不詳、 も不詳ということです。耕作以外に供した理由は、 父が昭和43年に北側部分に住居を建築。その後南側部分を月極駐車場として使用した。 も父が月極駐車場として使用を開始。平成30年に相続し、現在までそのまま使用しているということです。農地法所定の手続きをしなかった理由は、農地法に詳しくなかったためということです。その他が農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制有、風致地区が無指定、用途区分が第2種住居地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 西島さんいかがですか。

西島 壽雄委員 昔から駐車場と住居として使用しているところで、非農地のということで問題ないと思います。

山田 秀明議長 他に意見はございませんか。無ければ承認ということでよろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

山田 秀明議長 議案3号3条申請についてです。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第3号農地法第3条の規定による許可申請書についてです。土地の所在が泉元宮上分 地目が登記・現況畑、面積が1,606㎡です。契約の内容が所有権移転。譲受人が所有する農地が1,004㎡。譲受人が所有する機械の状況が、耕運機1台、動力噴霧器1台、草刈り機1台です。作付け作物・作付面積が、柑橘・野菜で1,606㎡です。農作業に従事する者が、 69歳男性、職業会社

員、農作業経験40年、年間農作業従事日数が120日、臨時雇用労働力はなしです。自宅で無人販売を行い、収穫量が多い場合は農協に出荷するということです。住所地から車で2分です。農地の区分が第2種、農振の区分が地域内白地、宅造規制有、風致地区が第1種、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 3条申請も以前は10a以上という下限の面積がありましたが、今は下限の面積が撤廃されまして、個人であれば面積に関係なく取得できるようになりました。尾崎さん現地確認してどうでしょうか。

尾崎隆英推進委員 写真を見てもらうとわかると思いますが、もう林になっていまして、ユンボを使って畑に戻すということでしたので問題ないと思います。

山田 秀明議長 写真を見ると畑には見えないけど、畑に戻してくれるということです。ほかにご意見ございませんか。無ければ承認ということでよろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

山田 秀明議長 第4号3条申請についてです。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第4号農地法第3条の規定による許可申請書についてです。

土地の所在が泉元門川分

地目が登記・現況畑、面積が1,246㎡です。契約の内容が所有権移転。譲受人が所有する農地が11,202㎡。譲受人が所有する機械の状況が、小型ユンボ1台、トラクター1台、草刈り機3台、動力噴霧器2台です。作付け作物・作付面積が、柑橘類・野菜で1,246㎡です。農作業に従事する者が、

73歳男性、職業農業、農作業経験53年、年間農作業従事日数が100日、臨時雇用労働力が収穫時に3～5人です。20～30年放任状態の農地であるため、当面はユンボを使っての竹や雑木の伐採・伐根を行い、農地の再生を進める。その後、環境にやさしい栽培方法の検討や、亜熱帯果樹の試験導入などにも取り組むということです。住所地から車で7分です。農地の区分が第2種、農振の区分が地域内青地、宅造規制有、風致地区が第1種、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 高橋さんいかがですか。

高橋 恒夫委員 先月3条申請が許可になった農地の隣も集積するということで、きれいになっていましたし、問題ないと思います。

安井 靖雄委員 写真にあるとおり、笹竹が伐採されているところです。農地の再生をしているところです。

山田 秀明議長	他にご意見ございますか。承認ということでよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	議案 5 号 5 条申請です。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 5 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてです。 土地の所在が 地目が登記・現況畑、面積が 1 8 3 ㎡です。転用の目的が駐車場、権利設定事由は譲受人が事業に使用する車両を、一時的に多く預かる場合の駐車場として利用したい。譲渡人が譲受人の事情を考慮し売却するということです。工期が令和 5 年 1 2 月 2 0 日から令和 6 年 1 月 3 1 日までです。面積が 1 8 3 ㎡です。権利の内容は所有権の移転です。その他が、農地の区分が第 3 種、農振の区分が区域外、宅造規制有、風致地区が無指定、用途区分が第 1 種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。
山田 秀明議長	安井さんいかがですか。
安井 靖雄委員	私の案件で恐縮ですが、資料にも書いてありますが、車の台数が多いときに置く場所がないということで、相談がありまして、譲渡するということで申請を出させていただきました。この畑はずっと日当たりが悪くあまり使っていない場所です。以上です。
山田 秀明議長	他にご意見ございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	以上で審議は終わりました。

【その他】

1. 申請地の位置図について
事務局で出せる地図を委員が確認し、サポートシステムの地図を使うことで承認。
2. 農業委員・推進委員手帳について
手帳配布。
3. 研修資料について
研修資料配布。
4. 企業依頼案件について
内容を説明し、連絡先の調整。

5. 畑作業日程について
日程調整し、委員了承。
6. 歳末協同朝市について
日程等説明し、委員了承。
7. 新規就農希望者について
内容を説明、マッチングを依頼し、委員了承。

議 長 山 田 秀 明

6 番委員 松 浦 忠

7 番委員 西 島 壽 雄